太田市一般職の職員の住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

太田市長　清　水　聖　義

太田市規則第３５号

太田市一般職の職員の住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

太田市一般職の職員の住居手当の支給に関する規則（平成１７年太田市規則第６３号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「条例第１３条に規定する扶養親族で条例第１４条第１項の規定による届出がされているものに限る。」を「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第１３条第２項に規定する扶養親族をいう。」に改め、「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）」を削る。

第４条中「（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の４第１項又は第２２条の５第１項若しくは第２項の規定により採用された職員を除く。）」を削り、「国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和２８年法律第１８２号）第２条に規定する者をいう。）又は職員以外の地方公務員であった者から引き続き」を「新たに」に改める。

第５条に次の１項を加える。

３　第１項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定

することができる場合として市長が定める場合には、同項の規定による届出を要しないものとする。
第６条に後段として次のように加える。
　前条第３項に規定する場合においても、同様とする。
第８条第１項中「要件を欠くに至った日」の次に「（市長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で市長が定める日）」を加える。
　　　附　則
この規則は、令和７年４月１日から施行する。